

岐阜県公報

第二千八百三十八号
平成二十九年四月十一日

(火曜日)

目次

告示

- 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 (地域福祉課) 二二九
- 指定医療機関の廃止の届出 (同) 二二〇
- 指定医療機関の名称の変更の届出 (同) 二二〇
- 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定 (同) 二二三
- 指定介護機関の廃止の届出 (同) 二二三
- 指定介護機関の休止の届出 (同) 二二三
- 指定介護機関の名称の変更の届出 (同) 二二四
- 医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定 (同) 二二五
- 指定施設機関の廃止の届出 (同) 二二六

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (県民生活課) 二二六
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 二二六
- 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 二二七
- 土地改良区役員就任 (揖斐農林事務所) 二二七

告示

岐阜県告示第二百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
横山耳鼻咽喉科	各務原市那加吾妻町七八	平成二九・一・一
ささゆり薬局 高山店	中津川市高山一九一六二	同
めぐみレディースクリニック	多治見市虎溪山町五三〇一	平成二九・二・一六
田中平和堂薬局	海津市南濃町駒野六八八一	平成二九・三・一
八口薬局 大垣中央店	大垣市宮町一一一 宮町ビル一階	同
糸貫内科クリニック	本巣市三橋二〇五一	同
浅井耳鼻科クリニック	大垣市清水町二七	同

岐阜県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
横山耳鼻咽喉科	各務原市那加吾妻町七八	平成二八・二・三一
河 合 眼 科	羽島市竹鼻町三四五	平成二八・二・二九
アイセイ薬局 恵那駅前店	恵那市大井町一七四 一二	平成二九・一・三一
けやきどおりレディー スクリニツク	多治見市宝町三 九八	平成二九・二・一五
糸貫内科クリニツク	本巣市三橋七八 一	平成二九・二・二八
浅井耳鼻科クリニツク	大垣市清水町六七	同

岐阜県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項におい

てその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
V・drug 大垣中央薬局	大垣市林町七 六六四	平成二九・二・一
中部薬品 大垣中央薬局	大垣市林町七 六六四	同
V・drug 高山中央薬局	高山市昭和町三 一四五	同
中部薬品 高山中央薬局	高山市昭和町三 一四五	同
V・drug 高山山西薬局	高山市上岡本町二 四五二 二	同
中部薬品 高山山西薬局	高山市上岡本町二 四五二 二	同
V・drug 高山山南薬局	高山市石浦町二 一八八	同
中部薬品 高山山南薬局	高山市石浦町二 一八八	同
V・drug 多治見インター薬局	多治見市若松町二 四八	同
中部薬品 多治見インター薬局	多治見市若松町二 四八	同
V・drug 多治見旭ヶ丘薬局	多治見市小名田町西ヶ洞一 三三二 五	同
中部薬品 多治見旭ヶ丘薬局	多治見市小名田町西ヶ洞一 三三二 五	同
V・drug 多治見錦薬局	多治見市錦町一 二二 一	同
中部薬品 多治見錦薬局	多治見市錦町一 二二 一	同

新 V・drug 前 畑薬局	多治見市前畑町四 一 一 二	同
旧 中部薬品 前畑薬 局		
新 V・drug 広 見薬局	可児市広見字中反田一九九九 一	同
旧 中部薬品 広見薬 局		
新 V・drug 関 みなみ薬局	関市神明町三 六 一 七	同
旧 中部薬品 関みな み薬局		

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

社会福祉法人 杉和会

岐阜県不破郡関ヶ原町
今須七八二 一

介護予防
短期入所
生活介護

特別養護老人ホーム優・悠
・邑和合

岐阜県大垣市和合本町
二丁目一四 一

平成二八・ 八・ 一

社会福祉法人 サンライフ

愛知県名古屋市長区葵
三 二 二 五 二 三

介護予防
通所介護

デイサービスセンター
イフル多治見

岐阜県多治見市音羽町
一 三 五 一

平成二八・ 二・ 一

岐阜県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用す
る同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条
第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の
三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生
活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十九年四月十一日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所
在地

廃 止 年 月 日

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町
四丁目一九番地

居宅療養
管理指導

中部薬品 松波総合病院前
薬局

岐阜県羽島郡笠松町田
代二〇一 二

平成二九・ 二・ 一

岐阜県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦
人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支
援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと
された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のため
の居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五
十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等
及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと
された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十九年四月十一日
岐阜県知事 古 田 肇

中部薬品株式会社
 岐阜県多治見市高根町
 四丁目二九番地
 介護予防
 居宅療養
 管理指導
 中部薬品 松波総合病院前
 薬局
 岐阜県羽島郡笠松町田
 代二〇一 二
 同

中部薬品株式会社
 岐阜県多治見市高根町
 四丁目二九番地
 居宅療養
 管理指導
 中部薬品 多治見中央薬局
 岐阜県多治見市前畑二
 三七
 同

社会福祉法人 土岐市社会
 福祉協議会
 岐阜県土岐市下石町一
 〇六〇
 通所介護
 恵風荘老人デイサービスセ
 ンター
 岐阜県土岐市駄知町一
 二六三 三八
 平成二九・ 三・三一

社会福祉法人 土岐市社会
 福祉協議会
 岐阜県土岐市下石町一
 〇六〇
 介護予防
 通所介護
 恵風荘老人デイサービスセ
 ンター
 岐阜県土岐市駄知町一
 二六三 三八
 同

株式会社アイセイ薬局
 東京都千代田区丸の内
 二二二 二
 居宅療養
 管理指導
 アイセイ薬局 恵那駅前店
 岐阜県恵那市大井町一
 七四 一二
 平成二九・ 一・三一

株式会社アイセイ薬局
 東京都千代田区丸の内
 二二二 二
 介護予防
 居宅療養
 管理指導
 アイセイ薬局 恵那駅前店
 岐阜県恵那市大井町一
 七四 一二
 同

株式会社ケアメイト中部
 岐阜県多治見市音羽町
 四丁目七二
 iNeo YUK
 音羽ビル
 三階
 福祉用具
 貸与
 福祉用具ケアメイト
 岐阜県多治見市音羽町
 四丁目七二
 iNeo YUK
 音羽ビル
 三階
 平成二九・ 二・二八

岐阜県告示第二二二一九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用す
 る同法第五十条の二及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条
 第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指
 定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の
 三及び中国残留留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留留邦人等及び特定
 配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生
 活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
 平成二十九年四月十一日
 岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主
 たる事務所の所在地
 サービス
 の種類
 居宅介護事業所等の名称
 居宅介護事業所等の所
 在地
 休 止 年 月 日

有限会社おたっしや堂
 岐阜県各務原市蘇原島
 崎町三 一五七 一
 訪問介護
 有限会社おたっしや堂
 岐阜県各務原市蘇原島
 崎町三 一五七 一
 平成二九・ 四・ 一

有限会社おたっしや堂
 岐阜県各務原市蘇原島
 崎町三 一五七 一
 介護予防
 訪問介護
 有限会社おたっしや堂
 岐阜県各務原市蘇原島
 崎町三 一五七 一
 同

岐阜県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

居宅療養管理指導

新 V・drug 関みなみ薬局
旧 中部薬品 関みなみ薬局

岐阜県関市神明町三丁目六一七

平成二九・二・一

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

介護予防居宅療養管理指導

新 V・drug 関みなみ薬局
旧 中部薬品 関みなみ薬局

岐阜県関市神明町三丁目六一七

同

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

居宅療養管理指導

新 V・drug 各務原中央薬局
旧 中部薬品 各務原中央薬局

岐阜県各務原市蘇原新栄町一丁目一番

同

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

介護予防居宅療養管理指導

新 V・drug 各務原中央薬局
旧 中部薬品 各務原中央薬局

岐阜県各務原市蘇原新栄町一丁目一番

同

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

居宅療養管理指導

新 V・drug 多治見旭ヶ丘薬局
旧 中部薬品 多治見旭ヶ丘薬局

岐阜県多治見市小名田町西ヶ洞一三三五

同

中部薬品株式会社

岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地

介護予防居宅療養管理指導

新 V・drug 多治見旭ヶ丘薬局
旧 中部薬品 多治見旭ヶ丘薬局

岐阜県多治見市小名田町西ヶ洞一三三五

同

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	指 月 日 定
島 伸 夫	さくら接骨院	土岐市泉岩畑町一 二四	平成 二六・四・五
西 脇 一 平	八幡接骨院	郡上市八幡町城南町二四五	平成 二六・三・一

岐阜県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施術所等の名称	施術所の所在地又は施術者の住所	廃 月 日 止
田 邊 響 子	イトシン鍼灸治療院	可児市虹ヶ丘五 八二	平成 二六・九・二六

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十九年三月二十一日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本サイコロジスト協会（命のコー

ル）

三代 表 者 の 氏 名 平井 薫

四 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市長区籠山二丁目一〇八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般社会に対して、メンタルヘルスケアに関する事業を行い、その中でも最も緊急を要するにも関わらず放置されている自殺願望者への電話相談事業と、それに伴う相談員の心理的負担を軽減するためのメンタルケアと育成を図り、日本人の精神性の向上と、心身ともに健全で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年四月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミダヤ

三 建物の名称及び所在地

本巢ショッピングプラザ

本巢市曾井中島宮前一〇一八 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 外一か所 二五一台

(変更後) 駐車場 七四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 六か所

(変更後) 三か所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
荘川清見地区	高山市役所	平成二九・四・二一から 同二九・五・二二まで

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区	地名	年月日	役名	氏名	住 所
揖斐川町	土地改良区	平成二九・三・三	理事	富田和弘	揖斐郡揖斐川町房島 九七三番地一

平成二十九年四月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社